

「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の一部改正（案）に係る
意見公募の実施について

令和 8 年 7 月

本市では、保育施設等の利用に係る申込みや調整等の取扱いを「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」（以下「本要綱」という。）に定め、保育利用の必要性を点数化して点数順に利用を可能とするポイント制等の仕組みにより、分かりやすい利用調整を実施し、利用調整事務における透明性等を確保してきたところです。

本市独自の 0～2 歳児の保育無償化の一環として、認可外保育施設に区分される企業主導型保育事業の 0～2 歳児の利用についても、国による無償化対象世帯以外の世帯も本市独自に無償化対象とし、令和 8 年 9 月利用分から保育料を無償化しますが、一方で、本要綱の別表「保育利用調整基準」の「(2) 調整指数表」では、認可外保育施設の有償利用に係る加点の項目を設けていることから、本市の無償化事業との整合を図る必要が生じています。

また、国において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等が改正され、職員配置基準において「特定理学療法士等」が 1 施設 1 人に限り保育士とみなされる取扱いになりましたので、「特定理学療法士等」についても、市内の保育施設で一人でも多くのこどもの保育が実施できるよう、保育士と同様に優先的な利用調整の対象とすることが求められる状況です。

今回の改正案は、主にこれらの内容を整理することを目的としており、概要は別添「改正内容一覧（案）」のとおりです、

については、本要綱がよりの確に市民の保育ニーズ等反映するものとなるよう、次のとおり市民から幅広く意見を募集します。

記

1 案件名

「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の一部改正（案）について

2 内容

別添「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱（案）」
のとおり

3 意見公募期間

令和 8 年 7 月 9 日（木）～令和 8 年 8 月 7 日（金）

4 要綱案の閲覧場所

(1) こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループ

- (大阪市役所地下1階北側)
- (2) 市民情報プラザ（大阪市役所1階南側）
- (3) こども青少年局ホームページ（公開予定日 令和8年7月9日（木））
https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_boshu/kodomo/0000682707.html
- (4) 各区保健福祉センター

5 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、令和8年8月7日（金）までに、こども青少年局幼保施策部幼保企画課へ提出してください。なお、様式は問いません。

- (1) 郵送の場合
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課あて
(令和8年8月7日（金）必着とさせていただきます。)
- (2) FAXの場合
FAX番号：06-6202-9050
- (3) 電子メールの場合
メールアドレス：kodomoiken@city.osaka.lg.jp
- (4) 持参の場合
大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（大阪市役所地下1階北側）
※ Osaka Metro御堂筋線・京阪電車「淀屋橋」駅下車 1番出口より徒歩3分
※ 9時から12時15分まで、13時から17時30分まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

6 注意事項

- (1) 書式は自由です。ただし、ご提出いただいたご意見の内容を電話等により確認させていただく場合があります。
- (2) 案件名（「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の一部改正(案)）に関するご意見であることを明記してください。
- (3) 電話等による口頭での意見提出の受付はいたしません。
- (4) ご提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご提出いただいたご意見に対しましては、ホームページ等一括して公表し、回答することや、ご意見の公表の際、内容の要約または一部の表現を改めさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

7 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第

7条各号のいずれかに該当する情報)については、公表いたしません。

- (2) 個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。
- (3) ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、ご提出いただいたご意見の内容を確認する目的以外には利用・提供いたしません。

8 お問い合わせ先

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

9時から12時15分まで、13時から17時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

TEL：06-6208-8037

FAX：06-6202-9050

電子メール：kodomoiken@city.osaka.lg.jp（件名冒頭に「【問合せ】」と入力してください。）